

介事指発第725号
令和6年(2024年)1月18日

社会福祉法人聖母会
理事長 塩塚 俊子 様

熊本市長 大西 一史
(介護事業指導課扱い)



令和5年度(2023年度)介護保険法第23条に基づく運営指導の結果及び改善報告書の提出について(通知)

このことについて、令和5年(2023年)12月18日(月)に実施した、「聖母の丘指定居宅介護支援事業所」【居宅介護支援】に対する介護保険法第23条に基づく運営指導の結果、下記のとおり改善を要する事項が認められましたので、速やかに改善されますようお願いいたします。

また、別紙に記載された事項以外に運営指導当日に指導した事項についても、適正に対処されますようお願いいたします。

記

1 改善を要する事項の内容

(1) 評価	確認された事項	実施した自己評価について、結果の公表が行われていませんでした。
	基準	○指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第12条 (中略) 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ○熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例〔介護事業指導課〕 第4条 指定居宅介護支援事業者は、省令第12条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。
	改善指摘事項	実施した自己評価について、その結果を公表すること。

2 改善措置をとる期限及び改善報告書の提出

(1) 1に記載した改善措置をとり、令和6年(2024年)2月16日(金)までに改善報告書(別紙

様式)を提出してください。

(2)改善報告書には、改善状況を具体的に記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付してください。

なお、改善措置をとらないことに理由がある場合は、その理由を具体的に記載してください。

【 報告先及び問合せ先 】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市 介護事業指導課

担当：堤、平野、中村、田中

TEL：096-328-2793 FAX：096-327-0855

Mail：kaigojigyoushidou@city.kumamoto.lg.jp

介事指発第725号
令和6年(2024年)1月18日

社会福祉法人聖母会
理事長 塩塚 俊子 様

熊本市長 大西 一史
(介護事業指導課扱い)



令和5年度(2023年度)介護保険法第23条に基づく運営指導の結果及び改善報告書の提出について(通知)

このことについて、令和5年(2023年)12月18日(月)に実施した、「聖母の丘指定短期入所生活介護事業所」【(介護予防)短期入所生活介護】に対する介護保険法第23条に基づく運営指導の結果、下記のとおり改善を要する事項が認められましたので、速やかに改善されますようお願いいたします。

また、別紙に記載された事項以外に運営指導当日に指導した事項についても、適正に対処されますようお願いいたします。

記

1 改善を要する事項の内容

(1) 短期入所生活介護の取扱方針	確認された事項	実施した自己評価について、結果の公表が行われていませんでした。
	基準	○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(指定短期入所生活介護の取扱方針)第128条(中略) 6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ○熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(評価結果の公表及び外部評価の活用)第4条 指定訪問介護事業者は、省令第22条第2項に規定する評価の結果を公表しなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。(中略)

		(12) 指定短期入所生活介護の事業(ユニット型指定短期入所生活介護の事業を含む。)
	改善指摘事項	実施した自己評価について、結果の公表を行うこと。

2 改善措置をとる期限及び改善報告書の提出

(1) 1 に記載した改善措置をとり、令和6年(2024年)2月16日(金)までに改善報告書(別紙様式)を提出してください。

(2) 改善報告書には、改善状況を具体的に記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付してください。

なお、改善措置をとらないことに理由がある場合は、その理由を具体的に記載してください。

【 報告先及び問合せ先 】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市 介護事業指導課

担当：堤、平野、中村、田中

TEL：096-328-2793 FAX：096-327-0855

Mail：kaigojigyoushidou@city.kumamoto.lg.jp

介事指発第725号
令和6年(2024年)1月18日

社会福祉法人聖母会
理事長 塩塚 俊子 様

熊本市長 大西 一史
(介護事業指導課扱い)

熊本市長

令和5年度(2023年度)介護保険法第23条に基づく運営指導の結果及び改善報告書の提出について(通知)

このことについて、令和5年(2023年)12月18日(月)に実施した、「特別養護老人ホーム聖母の丘」【介護老人福祉施設】に対する介護保険法第23条に基づく運営指導の結果、下記のとおり改善を要する事項が認められましたので、速やかに改善されますようお願いいたします。

また、別紙に記載された事項以外に運営指導当日に指導した事項についても、適正に対処されますようお願いいたします。

記

1 改善を要する事項の内容

(1) サービスの提供の記録	確認された事項	入所者の被保険者証に、入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称が記載されていませんでした。
	基準	○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (サービスの提供の記録) 第8条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。
	改善指摘事項	入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載すること。
(2) 評価	確認された事項	実施した自己評価について、結果の公表が行われていませんでした。
	基準	○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第11条 (中略)

		<p>7 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>○熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例〔介護事業指導課〕 (評価結果の公表及び外部評価の活用)</p> <p>第6条 指定介護老人福祉施設は、省令第11条第7項(ユニット型指定介護老人福祉施設にあつては、省令第42条第9項)に規定する評価の結果を公表しなければならない。</p>
	改善指摘事項	実施した自己評価について、結果の公表を行うこと。

2 改善措置をとる期限及び改善報告書の提出

- (1) 1に記載した改善措置をとり、令和6年(2024年)2月16日(金)までに改善報告書(別紙様式)を提出してください。
- (2) 改善報告書には、改善状況を具体的に記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付してください。

なお、改善措置をとらないことに理由がある場合は、その理由を具体的に記載してください。

【 報告先及び問合せ先 】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市 介護事業指導課

担当：堤、平野、中村、田中

TEL：096-328-2793 FAX：096-327-0855

Mail：kaigojigyoushidou@city.kumamoto.lg.jp